

施設基準・選定療養費等のお知らせ

厚生労働大臣の定める掲示事項について

当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

指定医療機関：労災保険指定医療機関・難病指定医療機関

保険診療に関する掲示項目

当院は、厚生労働大臣が定める以下の施設基準に適合し、地方厚生局へ届出を行っております。



運動器リハビリテーション料（Ⅰ）

運動器疾患（骨折、変形性関節症等）による機能低下を改善し、日常生活や社会活動への早期復帰を支援することを目的とします。



電子的診療情報連携体制整備加算

（旧：医療DX推進体制整備加算および医療情報取得加算）

当院は医療DXを通じて質の高い診療を提供するため、以下の体制を整えています。

- ✓ オンライン資格確認システムにより取得した診療情報（薬剤情報・特定健診情報等）を診察室で閲覧・活用できる体制。
- ✓ 電子処方箋の発行および電子カルテ情報共有サービスを通じた、他院・薬局とのリアルタイムな情報連携。
- ✓ マイナ保険証利用率に応じた、より高度な電子連携体制の確保。



明細書発行体制等加算

当院では、療担規則に則り、個別の公定点数が記載された明細書を無償で交付しております。



一般名処方加算

後発医薬品があるお薬については、商品名ではなく一般名（有効成分の名称）で処方を行う場合があります。

これにより、特定の医薬品が供給不足となった場合でも、薬局において必要な医薬品が提供されやすくなります。

一般名処方加算1：10点（後発医薬品が存在する全ての医薬品が一般処方されている場合）

一般名処方加算2：8点（後発医薬品が存在する先発品のうち1品目でも一般処方された場合）



夜間早朝等加算

下記の時間帯に受付をされた場合は、診療時間内であっても、また、予約診療であっても、「夜間・早朝等加算」（50点）の取り扱いとなりますので、ご了承ください。

平日：午後6時以降
土曜日：正午以降

自由診療および保険外負担



以下の項目は健康保険の対象外となり、全額自己負担となります。

1. 選定療養（制限日数越えリハビリ等）

制限日数越えのリハビリテーション料：2,200円（税込） / 1単位（20分）

厚生労働省が定める「標準的算定日数（※）」を超えた後も、引き続き当院でのリハビリ継続を希望される場合に適用される選定療養費です。

※運動器リハビリテーション：疾患・手術等から150日間

※月に算定できる単位数には上限（13単位まで）がございます。詳細はスタッフまでお尋ねください。

2. 保険外トレーニング・コンディショニング

- ・コンディショニング：保険外診療ページをご参照ください。
- ・パーソナルトレーニング：保険外診療ページをご参照ください。

3. 各種装具・備品

- | | |
|---------------------|---------------|
| ・各種装具 | 980円～8,690円 |
| ・インソール（オーダーメイド足底板等） | 2,000円～5,500円 |

4. 証明書発行料（詳細はお問い合わせください）

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ・診断書発行料 | 3,300円～8,800円（税込） |
| ・証明書（傷病手当金意見書等） | 1,100円～8,800円（税込） |